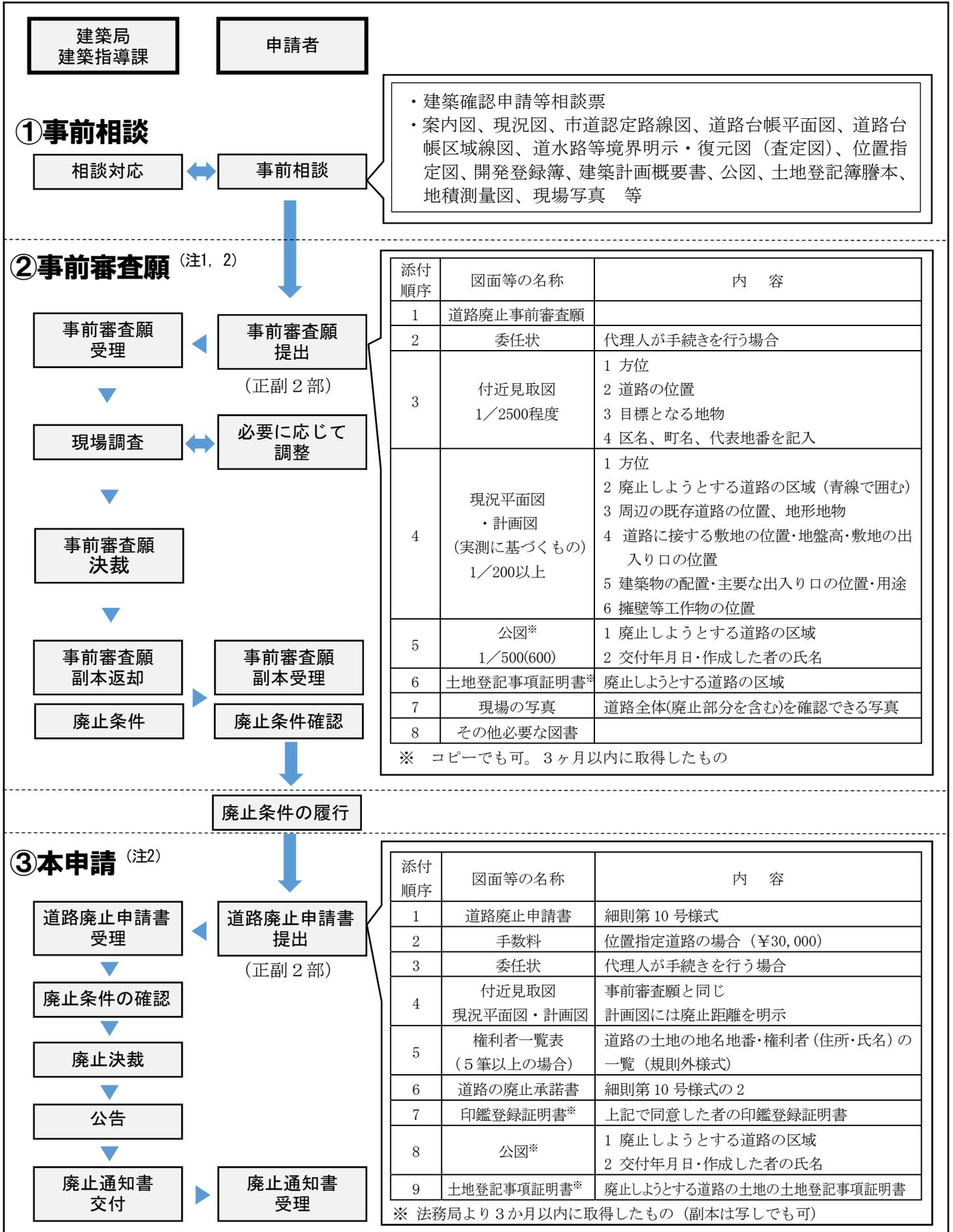


市条例56条の4の規定に基づく道路の廃止事務手続きフローと必要書類



注1: 指定道路新設に伴う既存の指定道路の廃止の①事前相談及び②事前審査願の窓口は、宅地審査部となります。

注2: 事前審査願の決裁日より、6か月以内に本申請がなされない場合は、改めて事前審査願が必要となる場合があります。